

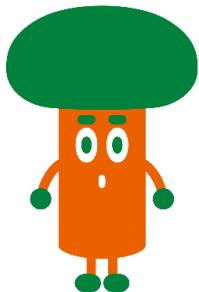
国民年金基金オンライン手続きサービス ～電子申請（ご本人以外）編～

国民年金基金は、自営業者・フリーランスなど国民年金の第1号被保険者の方が任意で加入する年金制度です。国民年金（老齢基礎年金及び付加年金）とは異なり、**国民年金に関する手続きはできません**ので、ご注意ください。



【ご注意】

国民年金及びIDeCoの手続きではありません。



國民年金基金

※本書で使用している画面は、マイナポータルやe-私書箱の仕様変更等により若干異なる場合がありますのでご了承ください。

はじめに 説明マニュアルの構成

国民年金基金オンライン手続きサービスの説明マニュアルの構成を示します。

～事前準備編～

国民年金基金オンライン手続きサービスを利用するためには必要な事前準備について説明します。

国民年金基金オンライン手続きサービスとe-私書箱のアカウント作成・連携

- ・マイナポータルの利用者登録
- ・e-私書箱のアカウント作成
- ・国民年金基金オンライン手続きサービスの利用申込
- ・国民年金基金オンライン手続きサービスへのログインとe-私書箱連携

～電子交付編～

電子データでの受取方法について説明します。

電子交付データの受取

- ・「社会保険料控除証明書」を受け取る
- ・「公的年金等の源泉徴収票」を受け取る

～電子申請編～

本人が行う電子申請のお手続き方法について説明します。※

オンラインでの電子申請

- ・加入中の方の手続き
(掛金をお支払い中の方)
- ・年金の受取手続きを希望する方の手続き
- ・受給中の方の手続き
(年金をお受取中の方)

～電子申請（ご本人以外）編～

ご家族が行う電子申請のお手続き方法について説明します。

オンラインでの電子申請

- ・死亡に関する手続き
- ・受給者の所在不明に関する手続き

※在外居住者、もしくは海外への移住を予定されている方等はお手続きを行うことができません。

概要

国民年金基金へご加入いただいている方を対象に以下の手手続きをすることができます。ご家族が行う電子申請の手手続き方法について説明します。

死亡に関する手続き

死亡連絡 (書類請求)

死亡連絡をオンラインで申請することができます。

本手続きは、給付の有無および申請者の受給資格を確認し、その結果に応じて必要な請求書類等をお届けするための手続きです。

死亡届等 (書類アップロード)

死亡関連書類の画像をアップロードすることで申請をオンラインで行うことができます。

原本確認が必要な書類は、画像のアップロードのみでは手続きが完了しません。

受給者の所在不明に関する手続き

所在不明届 (書類アップロード)

受給者の所在不明に関する書類の画像をアップロードすることで申請をオンラインで行うことができます。



国民年金基金オンライン手続きサービスへのアクセスはこちら

URL :

<https://www.npfa.or.jp/kikin-onlinetetsuduki.html>

1. 事前にご準備いただくもの

■ ご準備いただくもの



マイナンバー
カード

契約者情報
(氏名カナ・生年月
日・基礎年金番号)

メールアドレス

パソコンをお使いの方



パソコン
ICカードリーダライタ

OR

スマートフォンをお使いの方



スマートフォン

■ ご利用のお手続きに応じてご準備いただくもの

死亡届等（書類アップロード）
所在不明届（書類アップロード）



記入済みの
申請書類



ご利用についてのご不明点は、こちらにお問合せください。

国民年金基金 e-私書箱ヘルプデスク

Eメール

eshishobako-npf-help@nri.co.jp

電 話

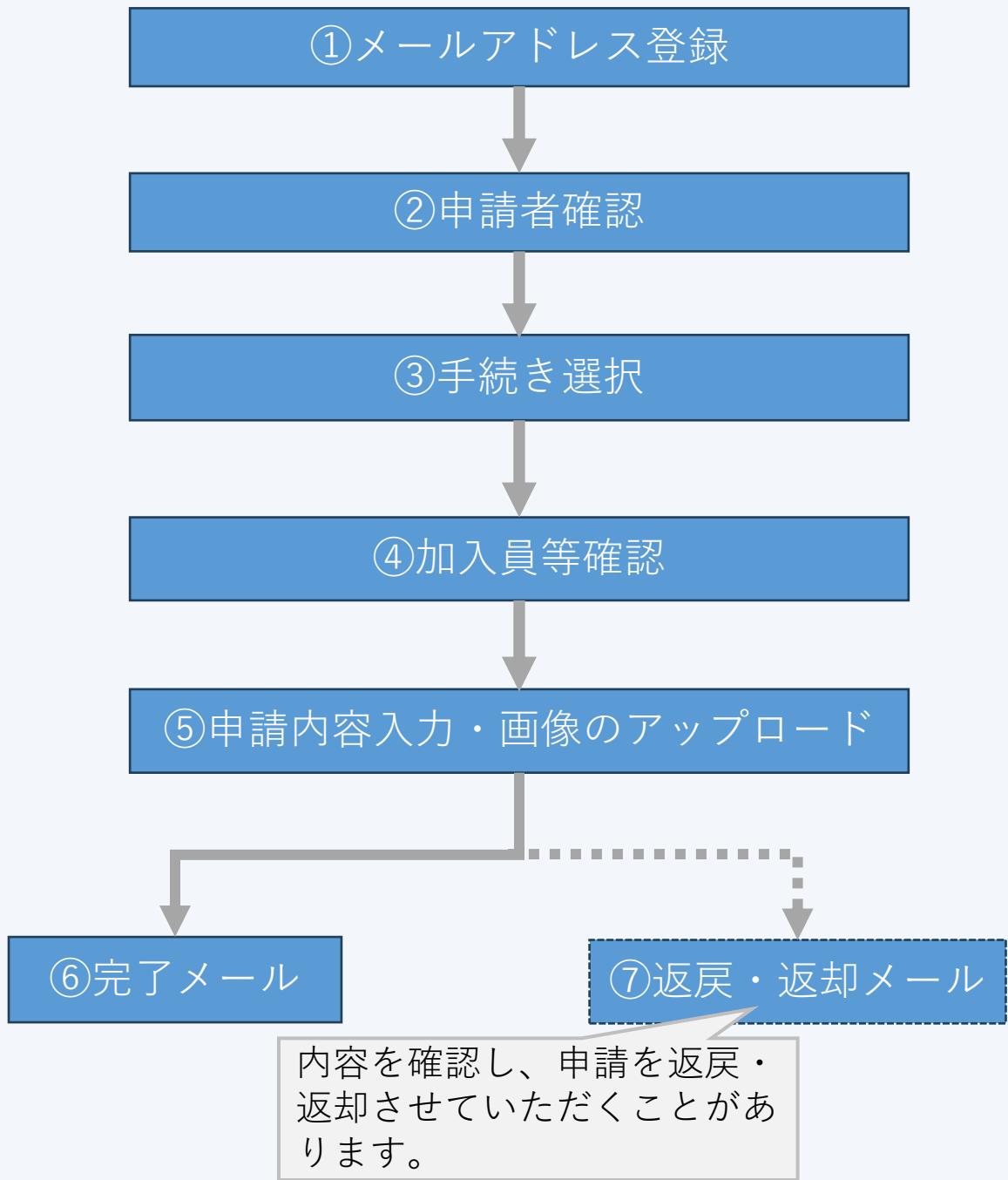
050-1790-9181

平日9:00～17:30（土日祝日、年末年始はご利用できません）

2. お手続き方法

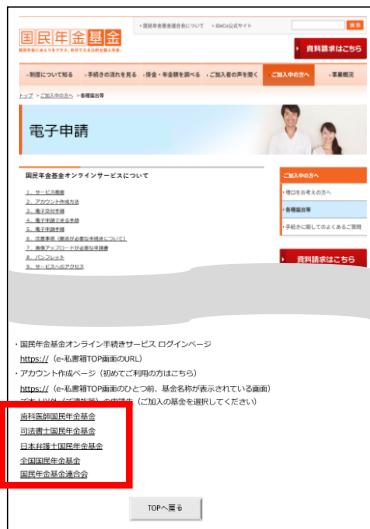
■お手続きの流れ

お手続き完了までの流れを下記に示します。



2. お手続き方法 (共通)

※注>本申請は、一時的に表示される専用画面からの手続きとなります。再申請が必要な場合は、再度メールアドレスの登録から始めていただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。



HPにアクセスし、お手続きする基金を選択します。複数の基金で記録をお持ちの方はそれぞれお手続きが必要です。

①

メールアドレス登録

以下 のリンクより各画面をご確認のうえ、メールアドレスをご登録ください。

example@abcd.co.jp
メールアドレス(確認用)
example@abcd.co.jp

同意する

登録する



【国民年金基金オンライン手続きサービス】の認証URLのご案内

この度は、【国民年金基金オンライン手続きサービス】へアクセスいただきまして誠にありがとうございます。
下記のURLにアクセスし、お手続きをお願いいたします。

[https://portal.e-shishobako.ne.jp/
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx](https://portal.e-shishobako.ne.jp/xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx)

(ご留意いただきたい事項)

○URLの有効期間は24時間です。24時間経過した場合は、改めてメールアドレスの登録からやり直していただけますようお願いいたします。

メールアドレスを登録し、受信したメールに記載されたリンク（URL）をクリックします。
このURLは、1回限り有効で、申請完了または有効期限切れで無効化されます。

②



案内に沿ってマイナンバーカードの読み取り等を行い、申請者確認(※)を行います。

※券面事項入力補助用・利用者証明用の2回実施ください。

③



手続一覧から実施したいメニューをクリックし、手続を開始します。

2. お手続き方法 死亡連絡（書類請求）

死亡連絡をオンラインで申請することができます。
本手続きは、給付の有無および申請者の受給資格を確認し、その結果に応じて必要な請求書類等をお届けするための手続きです。

手続きにあたっての事前説明・同意画面内容をよくご確認いただいた上で手続き開始してください。

④

国民年金基金
Q&A

死亡届及び未支給年金・遺族一時金請求書(書類請求)
内容入力

死亡届及び未支給年金・遺族一時金請求書(書類請求)
内容入力

内 容 入 力 内 容 確 認 受 付 完 告

以下に年金基金にご加入されていた方がお亡くなりになった場合の
手続き手順を記載させていただきます。お亡くなりになられた方の
年金基金番号(例:1234567890)を入力して下さい。

「基金加入情報検索」ボタンを押すと、対象者
たる所在不明の方の情報を入力してください。

※氏名(カナ)について
・役員(小さい「ソ」・拗音(小さい「ヤ」等)
いません。大文字で代替ください。
・「ガ」は使用できません。「バ」「ビ」等で代替
ください。
詳細はQ&Aをご参照ください。

基金加入情報検索

契約者情報検索

以下の内容を入力してください。

基礎年金番号: 1234567890
氏名(カナ): ノムラトロウ
生年月日: 1950/01/01

検索

基礎年金番号 (必須)
検索結果取得後に反映

⑤

死亡年月日

お亡くなりになった方の死亡年月日 (必須)

YYYY/MM/DD [カレンダー]

申請者情報入力

書類郵送先住所

郵便番号 (必須)

999 - 9999

検索

住所 (必須)

郵便番号から取得

以降の住所 (必須)

申請者の電話番号 (必須)

03-1234-5678

統柄

お亡くなりになった方との続柄 (必須)

生計同一親族有無

お亡くなりになった方と生計を同一にしていた親族を選択してください。(複数選択可)
※未支給年金および遺族一時金の請求には、亡くなられた方と生計を同じくしていた(※)ことが必要となります。

(※)「生計を同じくしていた」とは、生前の面倒をみていた場合に限らず、音信・訪問等があった場合も含まれます。

1.配偶者
2.子
3.父・母
4.孫
5.祖父母
6.兄弟姉妹

手続きを選択後、対象の方について加入員確認を行います。
基礎年金番号・氏名(カナ)・生年月日
を入力して検索してください。

画面に沿って必要事項を入力し、受付完了まで進めます。

⑥ ⑦



必要な書類が郵送で届きます。必要事項
を記載してください。

申請書類を
一式送付



もしくは

書類の画像を
アップロード
(手順は次ページ) + 申請書類を
一式送付

2. 手続き方法

死亡届等（書類アップロード） 所在不明届（書類アップロード）

死亡関連書類ならびに所在不明届の画像をアップロードすることで申請をオンラインで行うことができます。

【手続きいただく際のご注意】

- 申請書を撮影する際は、申請書全体が鮮明に写るようご注意ください。文字が判読できない場合や一部が欠けている場合は受付できない可能性があります。
- 手続きによっては戸籍や住民票の写しなど、原本確認が必要な書類は、画像のアップロードのみでは手続きが完了しません。原本を含めた書類一式を郵送していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。**

手続きにあたっての事前説明・同意画面内容をよくご確認いただいた上で手続き開始してください。



国民年金基金または連合会から送付された申請書に必要事項を記入してください。

④

死亡届及び未支給年金・遺族一時金請求書(書類請求)

内容入力

内 容 入 力 内 容 確 認 確 付 完 成

国民年金基金にご加入されていた方がお亡くなりになった場合の手続書類を郵送させていただくための申請になります。国民年金基金の運営にご協力ください。

加入員等情報検索

「基金加入情報検索」ボタンを押下し、対象者（または所在不明の方）の情報を入力してください。

※氏名（カナ）について
・姓音（小さい「ツ」・拗音（小さい「ヤ」等））はできません。大文字で代替ください。
・「ガ」は使用できません。「バ」「ビ」等で代替ください。
詳細はQ&Aをご参照ください。

基金加入情報検索

基礎年金番号 必需

検索結果取得後に反映

契約者情報検索

以下の内容を入力してください。

基礎年金番号 1234567890

氏名（カナ） ノムラタロウ

生年月日 1950/01/01

検索

手続きを選択後、対象の方について加入員確認を行います。
基礎年金番号・氏名（カナ）・生年月日を入力して検索してください。

2. 手続き方法

死亡届等（書類アップロード） 所在不明届（書類アップロード）

5

死亡届及び未支給年金・遺族一時金請求書(書類アップロード)

内容入力
内容確認 受付完了

国民年金基金にご加入されていた方がお亡くなりになった場合の手続きです。申請は、必要書類の画像をアップロードいただくことで行います。下記マーク

対象のお手続き
アップロードする書類を選択してください。
国民年金基金より郵送された書類の名称を選択してください。

必須
○ 国民年金基金 加入員・年金受給権者 死亡届
○ 国民年金基金 未支給年金支給請求書・死亡届
○ 国民年金基金 遺族一時金請求書・死亡届
○ 国民年金基金 遺族一時金・未支給年金支給請求書・死亡届

未支給年金・遺族一時金請求書 書類のご提出

未支給年金・遺族一時金請求書 (必須)
ファイルを選択する

必ずお読みいただきました請求書の画像(写真)をアップロードしてください。

口座証明(通帳・キャッシュカードのコピー) (必須)
ファイルを選択する

必ず記載箇所名前、支店名、口座番号(ゆうちょ銀行の場合は登号・番号)、名義人が記載された画像(写真)をアップロードしてください。

死亡者の戸籍、または、法定相続情報一覧図の写し (必須)
ファイルを選択する

必ず1枚がわかる1ページ分を画像(写真)でアップロードしてください。

使用する端末によって表示が異なる場合があります。



戻る

対象のお手続きで記入した申請書と同じ名称の手続きを選択したうえで「ファイルを選択する」を押下します。

表示されるポップアップに沿って提出書類の画像をアップロードします。

6



申請画像の確認が完了しましたら、原本郵送が必要な方には原本送付依頼メールが届きます。

申請書類を
一式送付



7



申請画像を確認し、返却させていただくことがあります。その場合は理由を確認のうえ、必要に応じて再度申請をお願いいたします。

3.お問い合わせ先

「e-私書箱」や「国民年金基金オンライン手続きサービス」のご利用についてのお問合せについてはこちら

国民年金基金 e-私書箱ヘルプデスク

Eメール

eshishobako-npf-help@nri.co.jp

電話

050-1790-9181

平日9:00~17:30

(土日祝日、年末年始はご利用できません)



国民年金基金オンライン手続きサービスへのアクセスはこちら

URL :

<https://www.npfa.or.jp/kikin-onlinetetsuduki.html>

Q&A

項目番号	質問	回答
1	ご本人以外からのお手続きで契約者情報（基礎年金番号・氏名・生年月日）を入力すると該当がない旨のメッセージが表示されますがどうしたらよいですか？	契約者情報の該当がないメッセージが表示された場合、該当の方が国民年金基金の契約者ではない、もしくは書類等でお手続きが完了している状態のためお手続きの必要はありません。
2	戸籍の取扱いについて教えてください。	死亡届、遺族一時金請求、未支給年金の請求等では、契約者様とのご関係の確認として戸籍の提出をお願いすることがあります。戸籍は原本を提示いただくことが必要なため、お手数ですがそのほかの届出書一式を同封いただきご加入の基金または連合会まで書面の郵送をお願いします。なお、戸籍のみを郵送された場合、用途不明により返却させていただくことがありますのでご注意ください。
3	申請が返却されました。	申請いただきました内容に不備等がある場合は、返却させていただきます。その場合は、必要に応じて訂正のうえ、再度申請（または郵送）をお願いします。
4	手続きが完了したのかを知りたい。	遺族一時金請求、未支給年金の請求については手続きが完了しますと「遺族一時金決定通知書」「未支給年金支給決定通知書」を登録いただきました住所に郵送いたしますのでご確認ください。
5	メールで届いた申請用URLが使用できません。	申請用URLは、申請画面にアクセスするための一時的な専用URLです。以下の点にご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・一度アクセスすると再利用できません。 ・有効期限は24時間です。期限を過ぎると利用できなくなります。 ・画面を開いたまま1時間操作しないとタイムアウトとなり、利用できなくなります。 <p>申請用URLが使用できない場合や再申請したい場合は、再度メールアドレスの登録からお手続きください。</p>